

京都市特別会計条例の一部を改正する条例（平成20年3月28日京都市条例第51号）（理財局財務部主計課）

本市が大原地区，静原地区，鞍馬地区及び高雄地区に設置する予定である北部地域特定環境保全公共下水道の円滑な運営とその経理の適正を図るため，その経理を特定環境保全公共下水道特別会計において行うことしました。

この条例は，平成20年4月1日から施行することとしました。

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第51号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則第3号中「京都市京北特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道」を「特定環境保全公共下水道（本市の山間地域における下水を排除し、又は処理し、もって当該地域の生活環境の改善を図るための下水道法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(理財局財務部主計課)